

まだ暑い日が続きます、体調にお気をつけてお過ごしください。
8日 白露, 9日 重陽, 13日 中秋の名月 16日 敬老の日, 23日 秋分の日
20日 ラグビーワールドカップ開幕 (9/20~11/2)

1. September 改正情報



①7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。標準報酬等級が変更となった方のみ、保険料が変更になります。

① 厚生労働省の中央最低賃金審議会が7/31、**2019年度の全国の最低賃金**の目安を27円引き上げて時給901円とする方針を決めました。**東京都(1013円)と神奈川県(1011円)**は初めて1000円を超えました。政府は19年度の経済財政運営の基本方針(骨太の方針)でより早期に全国平均で1000円を目指す方針。4年連続の大幅引き上げ幅となっています。**愛知県 898円⇒926円、岐阜県 825円⇒851円、三重県 846円⇒873円** 10月から改定見込み。<再掲示>

② **雇用保険の「基本手当日額」** 毎年8月1日に変更され、その10日前ぐらいに発表されるのですが今年**は前日に発表されていました**。不適切な毎月勤労統計の発表に伴い、**3月18日付に変更されて、今回の変更は、平成30年度の平均給与額が平成29年度と比べて約0.89%上昇したことに伴うものこのたび再度変更されました。**

1 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

- | | | | |
|----------------|--------|---|---------------|
| 1. 60歳以上 65歳未満 | 7,087円 | → | 7,150円 (+63円) |
| 2. 45歳以上 60歳未満 | 8,260円 | → | 8,335円 (+75円) |
| 3. 30歳以上 45歳未満 | 7,505円 | → | 7,570円 (+65円) |
| 4. 30歳未満 | 6,755円 | → | 6,815円 (+60円) |
- 2 基本手当日額の最低額の引上げ 1,984円 → 2,000円 (+16円)

※ (労使折半料率) **健康保険 49.5 (愛知) / 1000**、**介護保険 8.65 / 1000**
厚生年金保険 91.5 / 1000 **雇用保険 3 / 1000 (建設業 4 / 1000)**

2. 名言名句

「どンドン先行くぞ。脇目も振らずって感じだな。オレは結局、なっちゃんには追いつけもせんかった」と、
こぼす雪次郎に対し、**天陽**は絵に向かいながら (NHKTV朝ドラ 7/27 放送分から)

「競争じゃないべ、生きるのは」

3. 法改正等ワンポイント

副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会の

報告書から。公表された報告書によると、**注目されていた割増賃金の問題(本業および副業・兼業で通算が必要になること)**について、日々、他の事業主の下での労働時間を把握することは、企業にとって、実施することが非常に困難と指摘しており、その結果として、「違法状態が放置され労働基準法に対する信頼性が損なわれかねないこと」、「別の事業主の下で働く場合に、労働時間を通算して割増賃金の支払い義務があることが、時間外労働の抑制機能を果たしていない面もあること」等を踏まえ、例えば、以下のような制度の見直しが考えられるとしています。

① 労働者の自己申告を前提に、通算して割増賃金を支払いやすく、かつ時間外労働の抑制効果も期待できる方法を設けること。(例：使用者の予見可能性のある他の事業主の下での週や月単位などの所定労働時間のみ通算して割増賃金の支払いを義務付けること)

② 各事業主の下で法定労働時間を超えた場合のみ割増賃金の支払いを義務付けること。

報告書では、副業・兼業時の健康管理の面、上限規制の面からもまとめられており、この報告書を踏まえ、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮した、副業・兼業の場合の実効性のある労働時間管理の在り方について、労使の参画の場である労働政策審議会において、引き続き積極的な議論が行われることを期待する、とまとめられています。

2020年4月から大企業は社会保険の手続きについて電子申請で行うことが義務化されます。それに先立ち、日本年金機構より電子申請の機能を改善することが案内されました。

システムによる自動チェックの追加 電子申請の届書にかかるシステムによる自動チェックが追加され、これまで目視による確認および記入もれ等による返戻作業が自動化されます。これにより事務処理の迅速化が見込まれます。

電子通知書のレイアウト変更 電子通知書（健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書等）について、現在、1枚に複数名が記載されているものを、被保険者1名ごとの通知書にレイアウトに変更されます。これにより通知書等を印刷して、従業員に渡すことができます。



4. 統計・情報

① 20カ国目の社会保障協定として、「日・中社会保障協定」が9月1日に発効された。国際的な人的・経済交流の活発化に伴って生じる「年金保険料の二重払いなどの課題」に対処するための社会保障協定の締結で、具体的には、就労している国の年金制度のみに加入することを原則にして、自国で雇用されていた方が、その事業主から相手国に派遣された場合、派遣開始日（または協定発効日）から5年間（※）は、派遣元国である自国の年金制度のみに加入し、派遣先国である相手国の年金制度への加入が免除される。

② 厚生労働省は、公的年金の受給開始時期を本人の選択で75歳まで繰り下げられるようにする方針を固めた（現行法では70歳まで）。来年の通常国会に法案を提出する。受給開始時期を繰り下げると年金額は増える仕組みで、75歳にした場合、原則の65歳で受給を始めた時よりも約1.8倍に増額される見込み。長く働く高齢者の資産作りを支援する狙いがある。（8月12日）

③ 厚生労働省は、2018年「簡易生命表」を公表した。日本人の平均寿命（0歳の平均余命）は男性81.25歳（前年81.09歳）、女性87.32歳（同87.26歳）で、ともに過去最高を更新。（7月30日）
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life18/index.html>

④ 法務省は、7月末時点で、外国人労働者の受け入れ拡大に伴い新設された資格「特定技能」の取得者が96人にのぼり、既に日本で働いている外国人が44人になったと発表した。これまで「介護」「宿泊」「外食」の技能試験が行われ、2,000人が合格している。合格者は、就業先が決まれば「特定技能」の申請が可能となる。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

いよいよ来月から消費税が10%へ（郵便切手も値上げ はがき63円・定型郵便84円へ）。飲食料・新聞に関しては軽減税率の対象となりますが、テイクアウトできる店舗では「テイクアウト」は8%との対象なり「店内飲食」は10%となるなど、結構わかりづらいところもあります。お店側も複雑な経理となりそうです。飲食料品の「出前・宅配・テイクアウト」は軽減税率との事ですが、この「出前」という言葉は、若い人には通じないようで、「デリバリー」なら分かるようです。

子どもの頃、名古屋市南区の実家では「出前」は結構普通に利用していました。「美味しい天ぷらうどんのいとうや」や、「昔ながらの中華そばの健ちゃん屋」。両店とも今はありません。近くに便利な「出前屋さん」があったんだと改めて思います。天白周辺では現在、「ピザ屋かガストのデリバリーくらい」しかありません。ただ、今は「ウーバーイーツ」という出前ネットサービスがあり、多種の飲食店が登録していてネットで簡単出前できるそうです。しかし、検索してみると「名古屋市天白区」は配達区域外だと！都心のみようです。

あの頃の出前の配達技術はスゴかったと思うのが、「麺類の汁をこぼさずにお届け！」
嗚呼「健ちゃん屋の中華そばの味は忘れられないなあ！（S）」